



送付枚数：2枚

裁判所への支払督促の申立て等により、
災害援護資金貸付金の滞納対策を強化します

令和5年7月20日

東日本大震災における災害援護資金の貸付について、適正な債権管理を行うため対応が不誠実な滞納者に対し支払督促を実施します。

本市において、災害援護資金の滞納者に対し裁判所への支払督促の申立ての対応を行うのは初めてです。

記

- 1 申立期日 令和5年7月20日付け（仙台簡易裁判所宛て）
- 2 申立件数 3件
- 3 その他 詳細は別紙のとおり

《問い合わせ》

保健福祉部社会福祉課生活支援係

☎022-368-1141（代表）



多賀城創建記念

TAGAJO 130th Anniversary
724 - 2024

別紙

本市の災害援護資金の償還状況（令和5年3月31日時点）

- 貸付総額 9億6,387万円（607件）
- 償還済 約6億4,389万円
- 未償還額 約3億1,998万円
- 償還期限を迎えた滞納額 1億6,126万円

本市では、計画どおりの償還が困難な借受人については、相談対応の上、支払猶予手続をするよう促しています。一方で相談のための訪問勧奨や電話勧奨、書面での督促・催告を実施しても連絡が無く、市の督促催告に応じず償還の意思を確認できない借受人がいます。

これまで災害援護資金の滞納者に対し裁判所への支払督促の申立ての対応は行っておりませんでした。適正な債権管理を行うため、償還意思が確認できない等対応が不誠実な滞納者に対し支払督促を実施し償還を促すものです。

今後は、財産・給与の差押え等、強制執行の手続に入ることも視野に入れ、積極的に滞納対策を強化していきます。

東日本大震災における災害援護資金の貸付け

- 平成23年度から実施
- 貸付金の原資：国が3分の2、県が3分の1
- 償還期限を迎えたもので借受人が滞納し償還していない場合は、市町村が令和7年度以降、一般財源で立て替えて返済する。
- 国に対し償還期限の延長を要望しているものの延長は認められておらず、債権回収に向け最大限の対応が求められている。